



水産情報速報版

H19. 4.17 1233
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行=指導部漁政課
URL:<http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

漁協合併特集 第1号

合併協議の進捗状況については、今後機会をとらえ随時特集して参ります。

1. 伊豆地区漁協合併推進協議会が発足

4月11日(水) 下田市漁協において、伊豆地区12漁協(初島、大熱海、網代港、伊東市、稲取、下田市、南伊豆町、松崎町、仁科浜、田子、安良里、土肥)組合長・専務・参事等代表者並びに合併推進本部関係者により、第1回伊豆地区漁協合併推進協議会が開催され、規約・構成メンバーの承認がなされ、平成20年3月末の合併実現に向けて、本格的な協議が開始されました。

2. 具体的な協議組織の構築、委員長等の選出

今後の具体的な協議組織としては、(1)組合長・専務等役員2名、推進本部員による委員会、(2)参事・総務課長等職員2名、推進本部員・スタッフによる幹事会(作業部会)(3)各漁協ごとの検討組織(各漁協の実情に応じて構成)(4)関係市町村連絡会議、を組織することとし、委員長には下田市漁協藤井組合長、副委員長には伊東市漁協佐藤組合長・南伊豆町漁協真下組合長、幹事長には南伊豆町漁協山本参事、副幹事長には伊東市漁協山本参事・下田市漁協鈴木企画管理室長補佐がそれぞれ選出されました。

3. 合併協議進め方の基本的な考え方の確認

次いで、今後合併協議を進めていくうえで基本的な考え方(共通認識)の確認がなされ、下記8項目が承認されました。

(1)合併時点では、漁業者の漁業生産基盤に係る施設(油タンク、魚市場、製氷施設、漁業権、各種漁業調整等)については変更を加えないことを原則とし、基本的に現状のまま引き継ぐ。(2)合併に係る諸問題については、合併時点で解決できる問題と合併後に解決すべき問題に整理する。(3)合併後に解決すべき問題については、解決の方向・期限等を明確にしておく(問題点の先送りとならないよう配慮する)。(4)合併後の解決に要する期間は個別の問題ごとに必要な期間を定め、最高でも3年以内とし、合併後4年目以降は合併による組織再編の改善効果が十分に発揮できるよう措置する。(5)合併協議においては、漁業者・漁業生産基盤整備のための漁協づくりであることを強く認識し、漁業実態の把握と将来の漁業振興施策を盛り込んだ計画づくりに努める。(6)漁業者のわがまま・理解不足については毅然とした態度で臨み、その説得については誠意をもってあたる。(7)合併後の本所・支所(旧漁協ごと)の損益関係を明確にし、ある一定期間においては、合併前の財務格差解消のための何らかの是正措置を講じる。(8)経営改善計画には、欠損金の解消はもとより含み損の解消と資金繰りの改善に重点を置き、現実的に健全経営の可能な計画策定を目指す。

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

4. 平成20年3月までの大まかなスケジュールの確認

今般の合併協議は、既にご承知のとおり金融問題に端を発したマリバンク中央本部・県等の支援措置との関係から、平成20年3月までに是が非でもやり遂げなければならない合併であるため、その認識を踏まえスケジュールを組んだ場合は、おおよそ下記のとおりとなる旨の確認がなされました。

(1)19年4月~12月;精力的な合併協議の実施、(2)12月末;合併条件の成案化=合併仮契約書(案)・合併後事業経営計画書(案)として取りまとめ、(3)20年1月中旬;各漁協理事会において仮契約書等の承認、(4)1月末;仮契約書調印式の実施、(5)2月上旬;各漁協合併総会の開催、合併承認議決、(5)債権者公告・県知事認可申請等手続き、(6)20年3月末;合併登記。

5. 合併協議において問題となる事項・検討の方向・他県事例等の確認

続いて、今後合併協議を行っていくうえで必ず問題となる事項並びにその解決の方向(事務局案)、他県合併における解決事例等の説明がなされ、各漁協においては、4月末までに漁協内部で検討のうえ、これら問題点に対する第1回目の組合意見を事務局あて提出することとなりました。今般提示された問題点は下記25項目です。

(1)合併の方法、(2)組合の名称、(3)組合の地区、(4)事務所の所在地(本所、支所、出張所の決定)、(5)事業の種類、(6)事業年度、(7)組合員資格、(8)漁業権の管理・行使の方法、(9)役員の数、地区割の選出基準、(10)総代の数、地区割の選出基準、(11)職員の待遇 給与格差の是正方法、合併時の退職金支給の有無、退職金支給基準の統一、役職、職務権限、職務分担、(12)財務格差の調整方法 欠損金の補填方法、不良債権、含み損の処理、出資金持分比率の調整、(13)財産の引継ぎ方法、(14)出資金の持込方法、(15)販売手数料・利用料・行使料・賦課金等の調整、(16)本支所運営方法、会計処理方法、(17)自営事業の引き継ぎ、(18)漁業補償交渉、補償金の分配、(19)青壮年部、女性部、船主会、一本釣部会等のありかた、(20)魚市場の統一、(21)その他の施設の統一、(22)漁獲物の全量集荷体制の確立、外地口銭の徴収、(23)設立委員の選出、(24)合併に関する日程 合併基準日、合併予定日、(25)合併後の漁業振興施策。

6. 今後の日程・進め方

各漁協から提出された意見は、事務局において整理された後、5月10日(木)幹事会を経て、5月15日(火)委員会で協議されることとなり、今後は、委員会 各漁協の内部検討 幹事会 委員会等を繰り返し、成案化に向けての検討を行っていきます。委員会は、原則として月1回程度のペースで開催する予定で、この間、必要に応じ何回も幹事会を開催する予定であり、場合によっては、推進本部と各漁協との個別協議も行います。又、合併協議に必要な統一的な基礎調査も並行して行っていくことを予定しています。

[伊豆地区漁協の役職員・組合員の皆様へ]

前述のとおり、(仮称)伊豆漁協への合併実現に向けた協議がスタートいたしました。今後、各漁協において、合併問題に関する協議が活発に行われることとなると思われます。当協議は、原則としてオープンで行っていきたいと考えておりますので、あらゆる場面において、忌憚のない意見を寄せられるようお願いいたします(合併推進スタッフ)。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう